

LPガス
人と地球にスマイルを

ちば炎の仲間

発行
社団法人千葉県LPガス協会広報部会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781
E-mail: chibalpg@chibalpg.or.jp
http://www.chibalpg@chibalpg.or.jp
毎月10日は保安の日

平成24年度
定例常任理事会を開催

平成24年度常任理事会が、去る7月12日(木)午後1時30分より千葉県ガス石油会館において開催されました。議事内容は、下記のとおりであり、議事終了後には青年委員会より津波被害に遭われた海匠支部、山武支部の事業所の方に山川協会長を代表者として廃棄ガスメーター収益金の寄贈式が行われました。(関連記事3面)

【会長あいさつ要旨】

6月に10回に渡り開催した県指定保安講習会では、県保安課様、各支部長さんを始め、支部の皆様方には多大なるご支援、ご協力を賜り、誠に有難うございました。

また、既に始まっていますが、7月から8月の暑い時期に行います保険契約の更改につきましても、御協力の程、よろしく願います。

さて、国においては、消費税の増税法案が衆議院を通過しましたが、我々、LP業界にとって、それ以上に脅威なのが、オール電化、都市ガスの攻勢、また、切替専門のブローカーの横行です。

これらに対抗するためには、常日頃から、お客様である一般消費者との接触の機会を多く持ち、お客様の心をしっかりと掴むことです。各販売店の一層の奮起を期待するところです。

【県あいさつ要旨】

6月の県指定保安講習会は皆様のご協力をいただき、無事終了しました。

平成24年の一般消費者の事故は、6月末時点で1件発生しています。

また、LPガス容器の盗難は17件発生し、特に、旭市内アパートで高圧ホースを残したまま、50kg容器4本の盗難がありました。

LPガス容器配送車両の事故は1件発生しています。

LP業界では昨年の福島宣言の実行により社会的責任を果たすことを伺っております。また、今年度から全国LPガス協会がLPガス安全安心向上運動(平成24年から平成26年)を展開しており、貴協会が独自の保安対策を講じるとしますので、確実に実行に移すようお願いします。

今後も、事業遂行の前提である液化石油ガス法の確実な遵守等と適切な保安対策を徹底していただき、事故の撲滅について、なお一層の御尽力をお願いいたします。

【議事内容】

議題1 LPガス安全機器普及状況について(報告事項)

平成24年3月末の標記事項について報告がされました。

議題2 平成24年度千葉県指定保安講習会出席状況について(報告事項)

6月中に行われた標記講習会について資料に基づき報告があった。

議題3 エネファームの普及促進について(報告並びに審議事項)

エネファームのアンケート調査結果の報告を行った。

今後の普及促進策として、次記の事項を行うこととなった。

- ①消費者へエネファームの良さをPR

するパンフレットを作成し、支部イベント等にて消費者へパンフレットを配布する。

- ②卸売支部への協力依頼

議題4 競合エネルギー対策について(審議事項)

都市ガス対策パンフレットを作成するまでの経緯を説明し、作成配布することについて承認された。

議題5 総務委員会報告(報告事項)

資料に基づき報告があった。

議題6 その他

伊藤県議会議員を通じ、千葉県地域防災計画の中の「避難所等の整備」の項目に燃料としてのLPガスを追加するよう、千葉県に働き掛けた結果、LPガスが記載されることになった旨の報告があった。

また、各支部長に対しては、各市町村の防災担当部署に、市町村防災計画の見直しに当たってLPガスを追加するよう働き掛けることを依頼した。

その働き掛けをする際、今後、大災害が発生した場合、避難所等の整備に掛かった費用の一部を、協会の防災基金から補助する予定であることを伝えていただくよう依頼した。

【平成24年度高圧ガス製造保安責任者・販売主任者及び液化石油ガス設備士試験について】

標記試験につきましては、平成24年11月11日(日)に「日本大学生産工学部 津田沼校舎」にて行います。

なお、受験希望される方の受付は、平成24年8月20日(月)から8月31日(金)までです。

なおインターネット受付は、8月31日午後5時まで、書面(郵送)受付は、8月31日(金)までの消印があれば有効です。

詳細については、本会報とともに同封いたしました案内文書をご覧くださいと思います。

【相談所ラジオCMのお知らせ】

本年度も今月から12月にかけて、当協会相談所のラジオCMを行うこととなりました。

毎週土曜日朝7時25分頃に文化放送(1134MHz)にて放送されますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。

なお、相談所は月~金(祝日除く)9:00~17:00に開設しております。

連絡先は043-246-1579です。

【訂正のお願い】

LPガス事業者賠償責任保険制度加入案内

4ページ上段表(b)死亡にいたらない場合 病院または診療所に入院した期間7日以内 限度額10万円を5万円に訂正をお願いします。

訂正内容を別紙にて同封しました。

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう

お知らせ CHIBAちば コーナー

千葉県商工労働部 保安課 保安対策室

県からの連絡事項は次の通りです。

1 PSLPGマーク対象製品に関する立入検査等について

液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査等及び液化石油ガス器具等の提出命令について、都道府県の権限を市に移譲されました。

(平成24年4月1日施行)

<PSマーク制度の概要について>

液化石油ガス法では、政令指定品目について、省令で定める技術基準適合確認や販売時のPSLPGマーク貼付等を「製造・輸入事業者」に義務付けています。「販売事業者」は、規制対象の製品にPSLPGマークが付いていることを確認して販売を行なわなければなりません。

[参考]

- ・ 技術基準適合確認義務 (液化石油ガス法第46条)
「製造・輸入事業者」は、事業開始時等に国への届出義務が課せられており、製品が技術基準に適合することを確認しなければならず、その検査記録を保存しなければならない。
- ・ 販売の制限 (液化石油ガス法第39条)
「製造・輸入・販売事業者」は、PSLPGマークの表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

特定液化石油ガス器具等 (7品目)



- ・ 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
- ・ ふろがま ・ ガス栓
- ・ 半密閉燃焼式ガストーブ
- ・ カートリッジガスこんろ
- ・ 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
- ・ ガスふろバーナー

特定液化石油ガス器具等以外の
液化石油ガス器具等 (9品目)



- ・ 開放燃焼式/密閉燃焼式/屋外式
ガス瞬間湯沸器

- ・ 開放燃焼式/密閉燃焼式/屋外式
ガストーブ ・ 高圧ホース
- ・ 密閉燃焼式/屋外式ガスバーナー付
ふろがま ・ 低圧ホース
- ・ 耐震遮断器
- ・ ガス漏れ警報器
- ・ ガスこんろ ・ 調整器

2 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者等に対して梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について要請するとともに、県に対して液化石油ガス販売事業者等に対する指導を求めています。これを受けて県では、(社)千葉県エルピーガス協会に平成24年6月14日付け保安第914号で周知をお願いしたところです。

販売事業者におかれましては、①容器の流出・転倒・転落防止措置の強化、②容器へのガス放出防止器・ガス放出防止型高圧ホースの導入を推進され、豪雨などの風水害に起因した事故の未然防止とともに風水害時の情報収集体制を整備されるようお願いします。

3 委託先保安機関の変更に伴う届書の提出について

例年、販売事業者への立入検査で委託先保安機関変更に伴う液化石油ガス販売所等変更届書の未届が確認されます。

委託先保安機関変更がありましたら液化石油法第8条の規定により遅滞なく、下記の様式による届出をお願いします。

様式A10

千葉県商工労働部
保安課

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

下書所(知事) 様

氏名又は名称(法人)に
あつてはその代表者の氏名

住所

※ 液化石油ガスの危険の軽減及び情報の透明化に関する法律第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の日付

3 変更の理由

届出番号	受付年月日
届出日付	受付場所
届出者	受付番号

(備考) 1 この届出の方式は、日本工業規格JIS4700であること。
2 印の貼付は義務しないこと。
3 届出書(法人)及びその代表者の氏名を記載し、押印することによって、署名と同等の効力を生ずるものとする。
この場合において、署名は必ず本人が押印するものとする。

4 株式会社パロマ製ガス瞬間湯沸器リコール製品に係る報告について

平成20年8月から経済産業省原子力安全・保安院の要請により標記の報告をお願いしており、また、毎年、県指定保安講習会においても、継続的な調査をお願いしています。

経済産業省原子力安全・保安院は、直近1年間(平成23年4月~平成24年3月)

- で
- ・ 保育園において開栓状態で断続的に使用されていた。
- ・ 故障して使用できない状態であるとして帳簿に記載されていなかった。
- ・ 帳簿への型式の記載ミス等に見落とされていた。

などの対象リコール製品が発見されたものもあるとして、今後も継続的に調査をするよう平成24年6月15日付けで再度の要請文を发出しています。

つきましては、販売事業者等におかれましては、引き続き点検・調査時に回収対象機器の確認活動をお願いします。

5 山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)の制定について

経済産業省原子力安全・保安院から、山小屋等に係る液化石油ガス法規第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)制定した旨の通知がありましたので、県では、(社)千葉県エルピーガス協会に平成24年6月14日付け保安第916号で通知しました。

この内規は、LPガス消費場所がLPガス販売事業者による充填容器の搬送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山小屋等(バンガロー、神社等不特定多数の者が利用することが想定されるLPガスの消費場所)に対して適用します。(平成24年6月4日施行) なお、離島等それ以外の場合における特則承認については、当分の間、この規程を参照して、個別に審査することとします。

申請等手続きについては下記のとおりです。

- ① LPガス販売事業者からの申請書は、経済産業省本省所管事業者は本省に、それ以外の販売事業者は、販売事業者を所管する都道府県を管轄する産業保安監督部(支部・事務所)を通じ本省に提出。
- ② 申請書の提出を受けた本省又は産業保安監督部(本省等)は、登録都道府県並びに消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が存在する都道府県に通報するとともに、追加情報を求める。
- ③ 申請書の提出を受けた産業保安監督部は上記追加情報とともに、本省に進達する。
- ④ 本省にて内容を審査し、本省等を通じて、申請者に承認書を交付するとともに、登録都道府県並びに消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が存在する都道府県に承認内容を通知する。

第 27 回
関東高圧ガス保安大会開催される
塩澤氏、栗本氏、(有)インドガスサービス様 受賞



塩澤 秀一氏



栗本 昭氏



石戸 克明氏

関東高圧ガス保安団体連合会主催、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部後援による『第27回関東高圧ガス保安大会』が去る7月27日(金)に「ホテルアジュール竹芝」(東京都港区)で開催されました。

午前中の総会に引き続き、午後1時30分から高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰並びに関東高圧ガス保安団体連合会会長表彰授与式が挙行政され、表彰式と特別講演が行われました。

表彰式では、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長受賞者として塩澤秀一氏 (有)シオザワ：松戸支部)と栗本昭氏 (有)天津天然瓦斯営業所：自動車支部)、優良販売事業者として有限会社インドガスサービス様 (石戸克明代表取締役：松戸支部) が受賞されました。誠にありがとうございます。

～青年委員会便り～
廃棄ガスメーター事業報告
及び回収運動参加へのお願い
青年委員会 委員長 今関 智史

猛暑の候、皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本委員会の運営につきましては、格段のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

昨年秋の会報におきまして、廃棄メーター回収運動の用途として社会貢献等の原資として活用しているとご報告させて頂きましたが、実際にどのよ

うな内容で使われたのか、というお問合せが多数ございましたので、県指定保安講習時においてA4判の用紙にて本年度の寄付先一覧を配布させて頂きました。尚、記載された内容の実行報告をいたします。

7月12日にガス石油会館で寄贈式を行いました。津波被害に遭われた海匝支部、山武支部の事業所宛に山川協会長を代表者として、計30万円の寄付をいたしました。

7月19日に行った福島県エルピーガス協会様への寄贈式に関しましては、会報の編集発行の都合上、次号

にてご報告申し上げます。このような活動が出来るのも會員の皆様のお厚意あつてのものでございます。まだご参加頂いていない會員様におかれましては是非ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本年度の秋頃には、矢崎総業株式会社様のご協力により、スマートハウスやユビキタスに関する勉強会を開催する予定でございます。青年委員会に入会されていない會員様も奮ってご参加頂けますようお願い申し上げます。

てしまいました。

如何に信用調査が重要であるかの実話であります。

同じエネルギーであっても、ガソリンとLPガスでは月間の取引額に雲泥の差がありますが、不良売掛金の発生をさせないためには信用調査の実施を励行しなくてはなりません。私は経営者稼業を引退するまでの間、40年間に亘り取引額に関係なく、信用調査をしてから取引を開始してきました。

一般にはどこの会社でも、売掛金の管理は売上後に視点を合わせていますが、私の自論では事前の信用調査に熱を入れれば、事後の売掛金管理は軽い作業で済ませるのです。

信用調査が大切と言う信念で、社員採用や結婚問題にも必ず実施してきました。

それで良かったと思っています。

記・利根川一郎
 (この詳細に関心がありましたら、事務局に問合せください)



即戦力になる
大手同業者に勝る販売手法

第1話
◎信用調査のうで取引を開始しよう

LPガスの小売店が、各家庭や事業所に初めて取引する場合、信用調査をしてから取引を開始するシステムを採用しているだろうか。その点、石油流通サービスの元売会社は、買手側から保証金を預かり、且つ毎年決算書を提出させて経営状態を監視し、売手は常に優位な立場で取引先を把握しています。ですから、ガソリンスタンドが倒産しても元売会社は何の損害も発生しないのです。それだけ債権管理のシステムが構築されているのです。

それと比較してみると、石油卸売流通では如何なものでしょうか。大手燃料商社S社は、ある地方のガソリンスタンド

A社が倒産して不良売掛金2,900万円が発生し、一銭も回収できずにいます。

法律事務所も手に負えないでいます。何故ならば、A社とは昔の固体燃料の時代からの継続取引の為、狎れ合いで信用調査もしないまま、ガソリンを“売れ売れ主義”倒産前の1ヶ月間に2,900万円を仕入れられてしまったのです。

この商社は、社内規定でAガソリンスタンドへの取引制限枠を3,000万円と設けていましたが、保証金も預かっていず、社長の自宅の土地が借地であることも知らずに取引をしていたのです。これも事前に信用調査をすれば明白であつて、何ともお粗末の極みです。営業担当者は、A社の社長が厚生年金プラス年金基金の給付を受けているのを知って、返済を要求してきました。法律的に年金に関する資産の競売は出来ないことも知らないで、お粗末の上塗りとなっ

支部便り：木更津支部
私の趣味 沢登りと私
 (株)池田商店 池田愛一郎氏

私は、山登りが趣味で学生の時から山に出かけています。

私と沢登りの出会いは、ある日突然の遭遇でありました。

登山道(稜線)を歩いていた時、突然足元でがさごそと音がし、笹が揺れ、熊かと思ひ恐怖を感じていると、ヘルメットをかぶり、腰に金具類をつけ、ザックを背負った人が目の前に飛び出して来ました。

人で良かった。熊でなくて良かった。と思っていたらまたがさごそと音がして人が出て来ました。続いてまた一人出て来ました。

私のことなど気にもせず、仲間同士握手をして「ご苦労さん」「ありがとうございます」などと声をかけている。

この人達はなんなんだと思いつつ、下山をしました。

ハイキングをする方は1・2度私みたいな体験をしていられちゃって思っています。

原流でイワナ釣りをしていたら、前に見たことのある姿で川を遡行してくるグループがいました。

滝を登ったり、川の中に入ったりしています。

おいおい イワナが釣れなくなってしまうよ。と思い、これがうわさの沢屋か。釣師の天敵でもある。

見ていると、私が苦勞して高巻きした滝をいとも簡単に登っているのではないかと。

実に楽しそうである。家に帰ってからも彼らのことが忘れられず、いろいろ調べてみた結果、山岳会に入会しなさいということでした。

沢登りは、山登り・岩登りの楽しさに加え、ルートもなく地図だけが頼りの独特の楽しさがあります。

それは山の中を自由に歩き回ること。

私にとっては子供のころの裏山に行った「探偵ごっこ」の延長線上にあるように感じられます。

また、沢登りには登山道のような決められた道がなく、目的地とするピーク・稜線は決めておき、そこへ至る過程の判断がおもしろいのです。

正しいものを求めるといふより、より大きな間違いをしてはいけない、間違ったらなるべく早く修正するという判断行為の積み重ねにより、最終的な目的にいたることになります。これって自己満足的な充実感なのでしょうか？

ですから進むべきルートは自分たちで探し、自分たちで決めます。仲間の力量、調子などに問題があるかどうか自分たちで判断しなければなりません。その結果も自らが受け入れなければなりません。

沢の面白さは自分たちの接し方によっていろいろだと思いました。

なにごとともそうですが、私が思うに主体性と自由、自立と自己責任の



原則に支配されている世界だと思いました。

とはいえ、沢登りにはまってしまい、今は、釣師の天敵となってしまった元釣師です。

この夏もイワナを食べ、焚火をし、シャワークライミングで体を冷やしたりして、原始の世界、自然に浸ることの出来る遊びをしています。

全国親子クッキングコンテストのお知らせ(消費者参加)

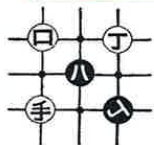
本年も標記大会の第6回が開催し、千葉県大会は10月6日(土)に開催されます。

下記チラシを支部へ配布しております。ご活用下さい。



大募集!

本紙新年号(第178号)の第1面を飾る**新年に相応しい写真**を募集しています。詳細については、協会事務局までお問い合わせ下さい。TEL 043-246-1725



目からウロコ 爺さんの知恵袋

先日、80は過ぎるお客様の家を訪ねた時、とてもいい話を聞いた。

税金を払ってポイントが貯まる...?

私も家電量販店のポイントから、航空会社のマイルにホテルポイントと好きで貯めているが、そんな話聞いたことがない。

あるコンビニで、そのコンビニFチェーンのクレジットカードで支払いをするとTポイントが貯まるという...?

近くに開店した時におまけキャンペーンで作ったあのカード。200円で1ポイント(1円)なのでいつも違うコンビニLで買物をしていた。

当地香取市も固定資産税がコンビニで払えるようになったので、早速納付書を持って試してみた。

払えた。貯まった。感動した。

固定資産税、自動車税、申告所得税等々 今まで銀行で支払っていたものを、コンビニ支払にした。会社に来た納付書も試してみた。

払えた。貯まった。感動した。

決済は翌月の10日なので、会社から預かった現金は自分の銀行口座へ。おまけのポイントは自分のカードへ。義務として払わなくてはならない税金にまでポイントが付くのには驚きのニンマリだった。

ウロコ爺さん(香取支部)